

総務委員会資料(V)

12月定例会主要事項

- 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 P 1
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 P 10
- 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例 P 38
- 当せん金付証票の発売について P 41
- 改訂第3次岡山県行財政改革大綱の廃止について P 42
- 岡山県行財政構造改革大綱2008の策定について P 43
- 健全化判断比率について P 44
- 資金不足比率について P 46

平成20年11月18日

総務部

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	本県の財政状況にかんがみ、知事等及び職員の給与の特例措置を平成21年4月1日から平成25年3月31日までとともに、減額率を引き上げる等所要の改正を行う必要がある。
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

別紙

- 1 知事等の給料月額、期末手当の額等について、平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、それぞれ次の額を減額することとする。

職 員	給 料 月 額 等		期 末 手 当 の 額	
	現 行	改定後	現 行	改定後
知事	100分の15に相当する額	100分の30に相当する額	100分の30に相当する額	100分の30に相当する額
副知事	100分の10に相当する額	100分の20に相当する額	100分の20に相当する額	100分の20に相当する額
公営企業管理者	100分の8に相当する額	100分の18に相当する額	100分の15に相当する額	100分の18に相当する額
人事委員会の常勤の委員、常勤の監査委員及び教育長	100分の8に相当する額		100分の8に相当する額	

- 2 一般職員の給料月額、給料の調整額、期末手当及び勤勉手当の額について、特例期間において、それぞれ次の額を減額することとする。

(1) 管理職手当を支給される職員

100分の10（現行100分の6又は100分の4）に相当する額

(2) (1)の職員以外の職員

100分の7（現行100分の2.8）に相当する額

- 3 管理職手当の月額等について、特例期間において、それぞれ次の額を減額することとする。

(1) 部長級及び次長級の職員 100分の20（現行100分の15）に相当する額

(2) (1)以外の職員 100分の10（現行100分の15）に相当する額

- 4 特定任期付職員及び任期付研究員の給料月額及び期末手当の額について、特例期間において、それぞれ100分の7（現行100分の2.8）に相当する額を減額することとする。

- 5 教育委員会の委員等の非常勤職員の報酬の額について、特例期間において、100分の10に相当する額を減額することとする。

- 6 その他規定の整備を行う。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成十五年岡山県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

題名中「給与」を「給与等」に改める。

第一条第一項中「平成十六年四月一日から平成二十二年三月三十一日」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の三十」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第二条第一項中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

第三条の見出し中「公営企業管理者」の下に「人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員」を加え、同条第一項中「公営企業管理者」の下に「人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員」を加え、「百分の八」を「百分の十八」に改め、同条第二項中「公営企業管理者」の下に「人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員」を加え、「百分の十五」を「百分の十八」に改める。

第四条を削る。

第五条中「百分の八」を「百分の十八」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項第一号中「次号及び」及び「のうち、職員の給与条例第二条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が九級又は八級であるもの及び同項第一号に規定する公安職給料表の適用を受ける者でその職務の級が九級であるもの」を削り、「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第一号を削り、同項第一号中「前二号」を「前号」に、「百分の一・八」を「百分の七」に改め、同号を同項第一号とし、同条第二項中「その百分の十五に相当する」を「当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項に次の各号を加える。

一 職員の給与条例第二条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級又は八級であるもの及び同項第一号に規定する公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの 百分の二十

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の十

第六条を第五条とする。

第七条中「百分の一・八」を「百分の七」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（非常勤職員の報酬の特例）

第七条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六号）別表の地方公務員法第三条第二項第一号又は第一号に該当する非常勤職員（報酬の額を月額で定める者に限る。）の報酬の額は、特例期間において、同条例第一条の規定にかかわらず、同条に定める額からそ

の百分の十に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

改正理由

本県の財政状況にかんがみ、知事等及び職員の給与の特例措置を平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとするとともに、減額率を引き上げる等所要の改正を行う必要がある。

(非常勤職員の報酬の特例)

第七条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第六号）別表の地方公務員法第三条第三項第一号又は第二号に該当する非常勤職員（報酬の額を月額で定める者に限る。）の報酬の額は、特例期間において、同条例第二条の規定にかかるわらず、同条に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当は、同項の規定により定められた額とする。

- | | |
|---|-------|
| 一 職員の給与条例第二条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級又は八級であるもの及び同項第二号に規定する公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの | 百分の二十 |
| 二 前号に掲げる職員以外の職員 | 百分の十 |

4・5 略

(特定任期付職員等の給与の特例)

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）。以下この条において「任期付職員採用等条例」という。（第七条第一項に規定する特定任期付職員並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十六号）。以下この条において「任期付研究員採用等条例」という。）第四条に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員（次項において「特定任期付職員等」という。）の給料月額は、特例期間において、任期付職員採用等条例第七条第一項及び第三項並びに任期付研究員採用等条例第五条第一項、第二項及び第四項の規定にかかるらず、これらの規定により定められた額からその百分の七に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められた額とする。

2 特定期付職員等の期末手当の額は、特例期間において、任期付職員採用等条例第八条第二項又は任期付研究員採用等条例第六条第二項の規定により読み替えて適用する職員の給与条例第十九条の規定にかかるらず、これらの規定により定められた額からその百分の七に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

定により定められた額からその百分の十五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当は、同項の規定により定められた額とする。

4・5 略

(特定任期付職員等の給与の特例)

第七条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）。以下この条において「任期付職員採用等条例」という。（第七条第一項に規定する特定任期付職員並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十六号）。以下この条において「任期付研究員採用等条例」という。）第四条に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員（次項において「特定任期付職員等」という。）の給料月額は、特例期間において、任期付職員採用等条例第七条第一項及び第三項並びに任期付研究員採用等条例第五条第一項、第二項及び第四項の規定にかかるらず、これらの規定により定められた額からその百分の二・八に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められた額とする。

2 特定期付職員等の期末手当の額は、特例期間において、任期付職員採用等条例第八条第二項又は任期付研究員採用等条例第六条第二項の規定により読み替えて適用する職員の給与条例第十九条の規定にかかるらず、これらの規定により定められた額からその百分の二・八に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十五号）。以下この項において「県費負担教職員の給与条例」という。別表小学校・中学校教育職員給料表の適用を受ける職員（職員の給与条例第四条の二第二項に規定する短時間勤務職員を含む。）の給料月額は、特例期間において、職員の給与条例第二条第一項、第四条の二第一項及び第二項、県費負担教職員の給与条例第二条並びに岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十八年岡山県条例第三号）附則第七項から第九項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下この項において「所定額」という。）から所定額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下この条において「特定割合」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第六十一号）第三条第一項の教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、所定額とする。

一 職員の給与条例第八条の二第一項の規定により管理職手当を支給される職員（県費負担教職員の給与条例第一条の規定によりその給与が県立学校教職員の例によることとされている職員（以下この条において「県費負担教職員」という。）のうち管理職手当を支給される職員を含む。第三項において「管理職手当受給者」という。） 百分の十

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の七

3 2 管理職手当受給者の管理職手当の月額は、特例期間において、職員の給与条例第八条の二第二項の規定にかかわらず、同項の規

山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十五号）。以下この項において「県費負担教職員の給与条例」という。別表小学校・中学校教育職員給料表の適用を受ける職員（職員の給与条例第四条の二第二項に規定する短時間勤務職員を含む。）の給料月額は、特例期間において、職員の給与条例第二条第一項、第四条の二第一項及び第二項、県費負担教職員の給与条例第二条並びに岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十八年岡山県条例第三号）附則第七項から第九項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下この項において「所定額」という。）から所定額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下この条において「特定割合」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第六十一号）第三条第一項の教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、所定額とする。

一 職員の給与条例第八条の二第一項の規定により管理職手当を支給される職員（県費負担教職員の給与条例第一条の規定によりその給与が県立学校教職員の例によることとされている職員（以下この条において「県費負担教職員」という。）のうち管理職手当を支給される職員を含む。次号及び第三項において「管理職手当受給者」という。）のうち、職員の給与条例第二条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が九級又は八級であるもの及び同項第二号に規定する

二 前号に掲げる職員以外の管理職手当受給者 百分の四

三 前号に掲げる職員以外の管理職手当受給者 百分の六

略

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の二・八

3 2 管理職手当受給者の管理職手当の月額は、特例期間において、職員の給与条例第八条の二第二項の規定にかかわらず、同項の規

八に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

2 公営企業管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の期末手当の額は、特例期間において、知事等の規定にかかるず、同項の規定により定められた額から第三項の規定にかかるず、同項の規定により定められた額からその百分の十八に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(教育長の給与の特例)

第四条 教育長の給料の月額は、特例期間において、岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年岡山県条例第六号）第三条第一項の規定にかかるず、同項に定める額からその百分の十八に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

2 教育長の期末手当の額は、特例期間において、岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条第三項の規定にかかるず、同項の規定により定められた額からその百分の十八に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(職員の給与の特例)

第五条 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「職員の給与条例」という。）第二条第一項の給料表及び岡

の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

2 公営企業管理者の期末手当の額は、特例期間において、知事等の給与条例第三条第三項の規定にかかるず、同項の規定により定められた額からその百分の十五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の給与の特例)

第四条 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、知事等の給与条例第二条第一項の規定にかかるず、同項に定める額からその百分の八に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

2 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の期末手当の額は、特例期間において、知事等の給与条例第三条第三項の規定にかかるず、同項の規定により定められた額からその百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(教育長の給与の特例)

第五条 教育長の給料の月額は、特例期間において、岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年岡山県条例第六号）第三条第一項の規定にかかるず、同項に定める額からその百分の八に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

2 教育長の期末手当の額は、特例期間において、岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条第三項の規定にかかるず、同項の規定により定められた額からその百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(職員の給与の特例)

第六条 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「職員の給与条例」という。）第二条第一項の給料表及び岡

知事等及び職員の給与の特例に関する条例新旧対照表

		新	旧
		知事等及び職員の給与の特例に関する条例	知事等及び職員の給与の特例に関する条例
		(知事の給与の特例)	(知事の給与の特例)
第一条	知事の給料の月額は、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第五号。以下「知事等の給与条例」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当（他の手当の額の算出の基礎となるものを除く。）を除く。第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項を除き、以下同じ。）の額の算出の基礎となる給料の月額は、知事等の給与条例第二条第一項に定める額とする。	第一条 知事の給料の月額は、平成十六年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第五号。以下「知事等の給与条例」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十五に相当する額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当（他の手当の額の算出の基礎となるものを除く。）を除く。第六条第一項及び第二項並びに第七条第一項を除き、以下同じ。）の額の算出の基礎となる給料の月額は、知事等の給与条例第二条第一項に定める額とする。	第一条 知事の給料の月額は、平成二十年九月八日において知事であつた者には、特別職の職員等の退職手当に関する条例（昭和五十五年岡山県条例第十三号）第二条第一項の規定にかかわらず、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。
2 略	(副知事の給与の特例)	2 略	2 略
2 略	(公営企業管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の給与の特例)	3 平成二十年九月八日において知事であつた者には、特別職の職員等の退職手当に関する条例（昭和五十五年岡山県条例第十三号）第二条第一項の規定にかかわらず、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。	2 略
2 略	(公営企業管理者の給与の特例)	2 略	2 略
第三条	公営企業管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、知事等の給与条例第二条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の二十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。	第三条 公営企業管理者の給料の月額は、特例期間において、知事等の給与条例第二条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の八に相当する額を減じた額とする。ただし、手当	第三条 公営企業管理者の給料の月額は、特例期間において、知事等の給与条例第二条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の八に相当する額を減じた額とする。ただし、手当

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

提案課 総務部人事課行政改革推進室

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
提案理由	市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画及び岡山市の地方自治法第252条の19第1項の指定都市への移行に当たり締結した基本協定に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、知事の権限に属する事務のうち適當と認めるものを市町が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

- 1 租税特別措置法等に基づく特定非営利活動法人につき法令等に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付に関する事務は、岡山市が処理することとする。
- 2 特定非営利活動促進法等に基づく特定非営利活動法人の設立の認証等に関する事務は、岡山市が処理することとする。
- 3 水道法に基づく専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合することの確認等に関する事務は、勝央町が処理することとする。
- 4 土地改良法に基づく土地改良事業計画の変更等の場合における農用地外資格者の全員の同意の取得に係るあっせんの申請の受理等に関する事務は、岡山市が処理することとする。
- 5 租税特別措置法に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであること等についての認定に関する事務は、笠岡市が処理することとする。
- 6 宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可等に関する事務は、笠岡市が処理することとする。
- 7 都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する事務は、笠岡市が処理することとする。
- 8 都市再開発法に基づく市街地再開発事業の施行の認可等に関する事務は、岡山市及び備前市が処理することとする。
- 9 不動産登記法に基づく登記の嘱託（国道、一級河川若しくは二級河川の用に供されている国土交通大臣所管の国有財産又は国道、一級河川若しくは二級河川の用に供される国土交通大臣所管の国有財産となるもののうち当該指定都市の管理に属する部分に係るものに限る。）に関する事務は、岡山市が処理することとする。
- 10 その他規定の整備を行う。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中八十八の項を九十二の項とし、八十五の項から八十七の項までを四項ずつ繰り下げ、八十四の項を八十七の項とし、同項の次に次の二項を加える。

八十八 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十二号）に基づく事務のうち、同法第二百六条の規定による登記の嘱託（国道、一級河川若しくは二級河川の用に供されている国土交通大臣所管の国有財産又は国道、一級河川若しくは二級河川の用に供される国土交通大臣所管の国有財産となるもののうち当該指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の管理に属する部分に係るものに限る。）	岡山市
---	-----

別表第一中八十三の項を削り、八十二の項を八十五の項とし、同項の次に次の二項を加える。

八十六 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	岡山市（前から（）までに係るもの）
(1) 法第七条の九第一項の規定による事業の施行の認可	備前市
(2) 法第七条の十五第一項（法第七条の十六第二項及び第七条の二十第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付	。
(3) 法第七条の十六第一項の規定による事業計画等の変更の認可	
(4) 法第七条の十七第四項後段の規定による規約の認可	
(5) 法第七条の十七第七項の規定による届出の受理	
(6) 法第七条の十七第八項の規定による公告	
(7) 法第七条の十九第一項の規定による審査委員の選任の承認	
(8) 法第七条の二十第一項の規定による事業の終了の認可	
(9) 法第十一条第一項及び第二項の規定による組合の設立の認可	
(10) 法第十一条第二項の規定による事業計画の認可	
(11) 法第十六条第一項（同条第五項に規定する場合を含む。）（法第三十八条第一項、第五十条の六及び第五十条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理	
(12) 法第十六条第三項（同条第五項に規定する場合を含む。）（法第三十八条第一項、第五十条の六及び第五十条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び通知	
(13) 法第十六条第五項（法第三十八条第一項、第五十条の六及び第五十条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告の受理	
(14) 法第十九条第一項及び第二項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付	
(15) 法第二十七条第八項の規定による事業報告書等の受理	
(16) 法第二十八条第一項及び第二項の規定による届出の受理及び公告	

- (1) 法第三十八条第一項の規定による定款等の変更の認可
- (2) 法第四十一条第二項（法第五十条の十一第一項（法第六十条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十条第六項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分の認可
- (3) 法第四十五条第四項の規定による組合の解散の認可
- (4) 法第四十五条第六項の規定による公告
- (5) 法第四十八条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等
- (6) 法第四十九条の規定による決算報告書の承認
- (7) 法第五十条の二第一項の規定による事業の施行の認可
- (8) 法第五十条の八第一項（法第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項及び第五十条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- (9) 法第五十条の九第一項の規定による事業計画等の変更の認可
- (10) 法第五十条の十二第一項の規定による合併及び分割並びに事業の譲渡及び譲受の認可
- (11) 法第五十条の十四第一項の規定による審査委員の選任の承認
- (12) 法第五十条の十五第一項の規定による事業の終了の認可
- (13) 法第七十二条第一項後段の規定による権利交換計画の認可（個人実行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (14) 法第七十二条第四項において準用する同条第一項後段の規定による権利交換計画の変更の認可（個人実行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (15) 法第九十九条の二第三項（法第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築者の決定の承認（個人実行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (16) 法第九十九条の八第五項（法第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十八条第二項の規定による代執行（個人実行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (17) 法第九十九条の八第五項（法第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十九条の二第二項の規定による特定建築者の決定の取消しの承認（個人実行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (18) 法第一百十二条及び第百十三条（法第一百八条の二十第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行の開始の決定及び公告
- (19) 法第一百十四条（法第一百八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行者への就任
- (20) 法第一百十七条第一項（法第一百八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- (21) 法第一百十八条の六第一項後段の規定による管理処分計画の認可（再開発

会社に係るものに限る。)

- (3) 法第百十八条の六第四項において準用する同条第一項後段の規定による
管理処分計画の変更の認可（再開発会社に係るものに限る。）
- (4) 法第百十八条の三十第一項の規定による事業代行の開始の決定
- (5) 法第百二十四条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに勧告等（
個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (6) 法第百二十四条第三項の規定による必要な措置の命令
- (7) 法第百二十四条の一第一項の規定による検査及び個人施行者のした処分
の取消し等の命令
- (8) 法第百二十四条の一第二項及び第三項の規定による認可の取消し及び公
告
- (9) 法第百二十五条第一項及び第二項の規定による検査
- (10) 法第百二十五条第三項の規定による組合のした処分の取消し等の命令
- (11) 法第百二十五条第四項の規定による認可の取消し
- (12) 法第百二十五条第五項の規定による総会等の招集
- (13) 法第百二十五条第六項の規定による投票の実施
- (14) 法第百二十五条第七項の規定による議決等の取消し
- (15) 法第百二十五条の一第一項及び第二項の規定による検査
- (16) 法第百二十五条の一第二項の規定による再開発会社のした処分の取消し
等の命令
- (17) 法第百二十五条の一第四項及び第五項の規定による認可の取消し及び公
告
- (18) 法第百二十八条第一項の規定による審査請求の受理及び当該審査請求に
係る裁決（組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (19) 法第百二十九条の一第一項の規定による計画の認定
- (20) 法第百二十九条の五第一項の規定による計画の変更の認定
- (21) 法第百二十九条の六の規定による実施状況の報告の徴収
- (22) 法第百二十九条の七の規定による地位の承継の承認
- (23) 法第百二十九条の八の規定による改善命令
- (24) 法第百二十九条の九第一項の規定による計画の認定の取消し
- (25) 法第百三十三条第一項の規定による管理規約の認可（個人施行者、組合
及び再開発会社に係るものに限る。）

別表第一中八十一の項を八十四の項とし、八十の項を八十三の項とし、七十九の項を八十二の項と
し、同表の七十八の項中「八十の項」を「八十三の項」に、「玉野市」を「玉野市 筑岡市」に改め
、同項を同表の八十一の項とし、同表中七十七の項を八十の項とし、同表の七十六の項中「玉野市」
を「玉野市 筑岡市」に改め、同項を同表の七十九の項とし、同表の七十五の項中「いう。」の下
に「及び法の施行のための規則」を加え、同項中ハを二とし、口をハとし、イを口とし、同項にイと
して次のように加える。

イ 法第十六条第一項の規定による立入り及び一時使用

別表第一の七十五の項の次に次のように加える。

ホ イから一までに掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務
であつて別に規則で定めるもの

別表第一中七十五の項を七十八の項とし、七十四の項を七十七の項とし、同表の七十二の項中「昭和三十二年法律第二十六号。」を削り、「玉野市」を「玉野市 岡山市」に改め、同項イ中「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の二第四項第十四号ハ」を「第二十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の二第四項第十五号ハ」に改め、同項口中「第二十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の二第四項第十五号ニ」を「第二十二条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の二第四項第十六号ニ」に改め、同項を同表の七十六の項とし、同表中七十二の項を七十五の項とし、六十二の項から七十一の項までを二項ずつ繰り下げる、同表の六十一の項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同表の六十三の項とし、同項の次に次の二項を加える。

六十四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区が二以上の市町村の区域にわたる場合を除く。） イ 法第四十八条第八項において準用する法第六条第二項及び第三項の規定によるあつせん及び調停の申請の受理並びに当該申請に係るあつせん及び調停 ロ 法第四十八条第八項において準用する法第六条第四項の規定による意見の聽取及び助言等の要請並びに調停案の作成 ハ 法第四十八条第八項において準用する法第六条第五項の規定による調停案の受諾の勧告 ニ 法第五十七条の二第一項、第三項及び第四項の規定による管理規程の制定等の認可及び公告 ホ 法第五十七条の四第一項の規定による農業集落排水施設整備事業の認可 ヘ 法第五十七条の八において準用する法第五十七条の四第一項の規定による事業計画の変更の認可	岡山市
---	-----

別表第一の六十の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改め、同項を同表の六十二の項とし、同表の五十九の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改め、同項を同表の六十一の項とし、同表の五十八の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改め、同項を同表の六十の項とし、同表中五十七の項を五十九の項とし、五十一の項から五十六の項までを二項ずつ繰り下げる、同表の五十の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改め、同項を同表の五十二の項とし、同表中四十九の項を五一の項とし、同表の四十八の項中「ヌまで」を「ルまで」に改め、同項チ中「及び事業の休止等」を削り、同項ヌ中「第二十九条第八項及び第九項」を「第二十九条第九項及び第十項」に改め、同ヌを同項ルとし

、同項り中「第二十九条第六項」を「第二十九条第七項」に改め、同りを同項又とし、同項チの次に次のように加える。

リ 法第二十九条第三項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）

別表第一中四十八の項を五十の項とし、四十七の項を四十九の項とし、四十六の項を四十八の項とし、同表の四十五の項中「鏡野町」を「鏡野町 勝央町」に改め、同項を同表の四十七の項とし、同表中四十四の項を四十六の項とし、同表の四十三の項中「四十八の項」を「五十の項」に改め、同項を同表の四十五の項とし、同表中四十二の項を四十四の項とし、二十九の項から四十一の項までを一項ずつ繰り下げる、二十八の項を二十九の項とし、同項の次に次の一項を加える。

三十 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岡山県条例第三十六号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（一以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）	岡山市
イ 法第十条第一項の規定による設立の認証	
ロ 法第十条第一項（法第二十五条第五項及び第二十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧	
ハ 法第十二条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知	
ニ 法第十三条第一項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理	
ホ 法第十七条の二の規定による仮理事の選任	
ヘ 法第十七条の四の規定による特別代理人の選任	
ト 法第十八条第三号の規定による報告の受理	
チ 法第二十二条第一項の規定による届出の受理	
リ 法第二十五条第二項の規定による定款の変更の認証	
ヌ 法第二十五条第六項の規定による届出の受理	
ル 法第二十九条第一項及び第二項の規定による事業報告書等の受理及び閲覧	
ヲ 法第二十二条第一項の規定による解散の認定	
ワ 法第二十二条第四項の規定による解散の届出の受理	
カ 法第三十二条の八の規定による届出の受理	
ヨ 法第二十二条第一項の規定による残余財産の譲渡の認証	
タ タ 法第二十二条の二第二項及び第四項の規定による意見の陳述等	
レ 法第二十二条の二の規定による届出の受理	
ソ 法第二十四条第三項の規定による合併の認証	
ツ 法第四十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査	

- ネ 法第四十二条の規定による改善命令
- ナ 法第四十三条第一項及び第二項の規定による設立の認証の取消し
- ラ 法第四十三条の一（法第十二条の一において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

別表第一中二十七の項を二十八の項とし、二十六の項を二十七の項とし、二十五の項を二十六の項とし、同表の二十四の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改め、同項を同表の二十五の項とし、同表中二十二の項を二十四の項とし、同表の二十一の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改め、同項を同表の二十三の項とし、同表中二十一の項を二十二の項とし、二二の項から二十の項までを一項ずつ繰り下げ、二二の項の次に次の一項を加える。

十三　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）に基づく事務のうち、同令第三十九条の二十三第一項第八号の規定による証明書の交付（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）	岡山市
---	-----

別表第二の五の項中「二十二の項」を「二十四の項」に改め、同表の七の項中「各市」の下に「（岡山市を除く。）」を加え、同表の十五の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一の七十三の項イ及びロの改正規定並びに同表の八十五の項の次に一項を加える改正規定（同表の八十六の項I及びRに係る部分（備前市が処理するものに限る。）に限る。）公布の日

二 別表第一の四十八の項の改正規定（同項を同表の五十の項とする部分を除く。）規則で定める日

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務（この条例により新たに市町が処理することとされたものに限る。）に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為みなす。

提案理由

市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画及び岡山市の地方自治法第一百五十二条

の十九第一項の指定都市への移行に当たり締結した基本協定に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、知事の権限に属する事務のうち適当と認めるものを市町が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

つては、別表第一の三十四項に規定する事務に係るものも除く。

十六～三十四略	十五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の施行のための規則に基づく事務	八～十四略	七 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の施行のための規則に基づく事務	六 略	
				各市	

つては、別表第一の三十二項に規定する事務に係るものも除く。

十六～三十四略	十五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の施行のための規則に基づく事務	八～十四略	七 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の施行のための規則に基づく事務	六 略	
				各市	

規定による登記の嘱託（国道、一級河川若しくは二級河川の用に供されている国土交通大臣所管の国有財産又は国道、一級河川若しくは二級河川の用に供される国土交通大臣所管の国有財産となるもののうち当該指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の管理に属する部分に係るものに限る。）

別表第二（第三条関係）

市町村	事務	一〇四略	八十九、九十二略
市にあつての区域を含むその区域の自然公園の指定された県の規則により第五条の規定による同条例の施行のための規則に基づく事務	市にあつての区域を含むその区域の自然公園の指定された県の規則により第五条の規定による同条例の施行のための規則に基づく事務	市にあつての区域を含むその区域の自然公園の指定された県の規則により第五条の規定による同条例の施行のための規則に基づく事務	市にあつての区域を含むその区域の自然公園の指定された県の規則により第五条の規定による同条例の施行のための規則に基づく事務

別表第二（第三条関係）

市町村	事務	一〇四略	八十五、八十八略
市にあつての区域を含むその区域の自然公園の指定された県の規則により第五条の規定による同条例の施行のための規則に基づく事務	市にあつての区域を含むその区域の自然公園の指定された県の規則により第五条の規定による同条例の施行のための規則に基づく事務	市にあつての区域を含むその区域の自然公園の指定された県の規則により第五条の規定による同条例の施行のための規則に基づく事務	市にあつての区域を含むその区域の自然公園の指定された県の規則により第五条の規定による同条例の施行のための規則に基づく事務

(48)	実施	法第百二十五条第六項の規定による投票の取消し	(49)	法第百二十五条第七項の規定による議決等の取消し	(50)	法第百二十五条の二第一項及び第二項の規定による検査	(51)	法第百二十五条の二第二項の規定による開発会社のした処分の取消し等の命令	(52)	法第百二十五条の二第四項及び第五項の規定による認可の取消し及び公告	(53)	法第百二十八条第一項の規定による審査請求の受理及び当該審査請求に係る裁決（組合及び再開発会社に係るものに限る。）	(54)	法第百二十九条の二第一項の規定による計画の認定	(55)	法第百二十九条の五第一項の規定による計画の変更の認定	(56)	法第百二十九条の六の規定による実施状況の報告の徵収	(57)	法第百二十九条の七の規定による地位の承継の承認	(58)	法第百二十九条の八の規定による改善命令	(59)	法第百二十九条の九第一項の規定による計画の認定の取消し	(60)	法第百三十三条第一項の規定による管理規約の認可（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）	(61)	八十八 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）に基づく事務のうち、同法第百十六条の	八十七 略	岡山市

において準用する場合を含む。)の規定による事業代行者への就任

(36) 法第一百七条第一項(法第一百八条の三十二項において準用する場合を含む。)の規定による公告

(37) 法第一百八条の六第一項後段の規定による管理処分計画の認可(再開発会社に係るものに限る。)

(38) 法第一百八条の六第四項において準用する同条第一項後段の規定による管理処分計画の変更の認可(再開発会社に係るものに限る。)

(39) 法第一百八条の三十第一項の規定による事業代行の開始の決定

(40) 法第一百二十四条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに勧告等(個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。)

(41) 法第一百二十四条第三項の規定による必要な措置の命令

(42) 法第一百二十四条の二第一項の規定による検査及び個人施行者のした処分の取消し等の命令

(43) 法第一百二十四条の二第二項及び第三項の規定による認可の取消し及び公告

(44) 法第一百二十五条第一項及び第二項の規定による検査

(45) 法第一百二十五条第三項の規定による組合のした処分の取消し等の命令

(46) 法第一百二十五条第四項の規定による認可の取消し

(47) 法第一百二十五条第五項の規定による総会等の招集

- (27) 法第五十条の十四第一項の規定による審査
委員の選任の承認
- (28) 法第五十条の十五第一項の規定による事業
の終了の認可
- (29) 法第七十二条第一項後段の規定による権利
変換計画の認可（個人施行者、組合及び再開
発会社に係るものに限る。）
- (30) 法第七十二条第四項において準用する同条
第一項後段の規定による権利変換計画の変更
の認可（個人施行者、組合及び再開発会社に
係るものに限る。）
- (31) 法第九十九条の三第三項（法第一百十八条の
二十八第二項において準用する場合を含む。
）の規定による特定建築者の決定の承認（個
人施行者、組合及び再開発会社に係るものに
限る。）
- (32) 法第九十九条の八第五項（法第一百十八条の
二十八第二項において準用する場合を含む。
）において準用する法第九十八条第二項の規
定による代執行（個人施行者、組合及び再開
発会社に係るものに限る。）
- (33) 法第九十九条の八第五項（法第一百十八条の
二十八第二項において準用する場合を含む。
）において準用する法第九十九条の三第三項
の規定による特定建築者の決定の取消しの承
認（個人施行者、組合及び再開発会社に係る
ものに限る。）
- (34) 法第一百十二条及び第一百十三条（法第一百十
八条の三十第二項において準用する場合を含む
。）の規定による事業代行の開始の決定及び
公告
- (35) 法第一百十四条（法第一百十八条の三十第二項

の受理

(14) 法第十九条第一項及び第二項（法第三十八

条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付

(15) 法第二十七条第八項の規定による事業報告書等の受理

(16) 法第二十八条第一項及び第二項の規定による届出の受理及び公告

(17) 法第三十八条第一項の規定による定款等の変更の認可

(18) 法第四十一条第三項（法第五十条の十一第二

二項（法第一百六条第七項において準用する場合を含む。）及び第一百六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分の認可

(19) 法第四十五条第四項の規定による組合の解散の認可

(20) 法第四十五条第六項の規定による公告

(21) 法第四十八条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等

(22) 法第四十九条の規定による決算報告書の承認

(23) 法第五十条の二第一項の規定による事業の施行の認可

(24) 法第五十条の八第一項（法第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項及び第五十条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付

(25) 法第五十条の九第一項の規定による事業計画等の変更の認可

(26) 法第五十条の十二第一項の規定による合併及び分割並びに事業の譲渡及び譲受の認可

(2)	法第七条の十五第一項（法第七条の十六第二項及び第七条の二十第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
(3)	法第七条の十六第一項の規定による事業計画等の変更の認可
(4)	法第七条の十七第四項後段の規定による規約の認可
(5)	法第七条の十七第七項の規定による届出の受理
(6)	法第七条の十七第八項の規定による公告
(7)	法第七条の十九第一項の規定による審査委員の選任の承認
(8)	法第七条の二十第一項の規定による事業の終了の認可
(9)	法第十一条第一項及び第二項の規定による組合の設立の認可
(10)	法第十一条第三項の規定による事業計画の認可
(11)	法第十六条第二項（同条第五項に規定する場合を含む。）（法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理
(12)	法第十六条第三項（同条第五項に規定する場合を含む。）（法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び通知
(13)	法第十六条第五項（法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告通知

備前市) るもの) を除く)

(1) 行の認可	八十六 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの
ら(59)ま(54)か	岡山市

- 工 法第一百二十四条の二第二項及び第三項の規定による認可の取消し及び公告
- テ 法第一百二十五条第一項及び第二項の規定による検査
- ア 法第一百二十五条第三項の規定による組合のした処分の取消し等の命令
- サ 法第一百二十五条第四項の規定による認可の取消し
- キ 法第一百二十五条第五項の規定による総会等の招集
- ユ 法第一百二十五条第六項の規定による投票の実施
- メ 法第一百二十五条第七項の規定による議決等の取消し
- ミ 法第一百二十九条の二第一項の規定による計画の認定
- シ 法第一百二十九条の五第一項の規定による計画の変更の認定
- エ 法第一百二十九条の六の規定による実施状況の報告の徴収
- ヒ 法第一百二十九条の七の規定による地位の承継の承認
- セ 法第一百二十九条の八の規定による改善命令
- モ 法第一百二十九条の九第一項の規定による計画の認定の取消し
- ス 法第一百三十三条第一項の規定による管理規約の認可（個人施行者及び組合に係るものに限る。）

変換計画の認可（個人施行者及び組合に係るものに限る。）

ウ 法第七十二条第四項において準用する同条第一項後段の規定による権利変換計画の変更の認可（個人施行者及び組合に係るものに限る。）

ヰ 法第九十九条の三第三項の規定による特定建築者の決定の承認（個人施行者及び組合に係るものに限る。）

ナ 法第九十九条の八第五項において準用する法第九十九条の三第三項の規定による特定建築者の決定の承認（個人施行者及び組合に係るものに限る。）

オ 法第一百六条第六項において準用する法第四十一条第三項の規定による滞納処分の認可

ク 法第一百十二条及び第一百十三条の規定による事業代行の開始の決定及び公告（個人施行者及び組合に係るものに限る。）

ヤ 法第一百四条の規定による事業代行者への就任（個人施行者及び組合に係るものに限る。）

マ 法第一百十七条第一項の規定による公告（個人施行者及び組合に係るものに限る。）

ケ 法第一百二十四条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに勧告等（個人施行者及び組合に係るものに限る。）

フ 法第一百二十四条第三項の規定による必要な措置の命令（個人施行者及び組合に係るものに限る。）

コ 法第一百二十四条の二第一項の規定による検査及び個人施行者のした処分の取消し等の命令

ム	法第七十二条第一項後段の規定による権利 意見の陳述等	又 認可	法第十一條第三項の規定による事業計画の 認可	ル	法第十六條第二項（同条第五項に規定する 場合を含む。）（法第三十八條第二項におい て準用する場合を含む。）（法第三十八條第二項におい て準用する場合を含む。）の規定による意見 書の受理	ヨ	法第十六條第三項（同条第五項に規定する 場合を含む。）（法第三十八條第二項におい て準用する場合を含む。）の規定による命令 及び通知	ワ	法第十六條第五項（法第三十八條第二項に おいて準用する場合を含む。）の規定による 申告の受理	カ	法第十九條第一項及び第二項（法第三十八 條第二項において準用する場合を含む。）の 規定による公告及び図書の送付	リ	法第二十七條第七項の規定による事業報告 書等の受理	タ	法第二十八條第一項及び第二項の規定によ る届出の受理及び公告	レ	法第三十八條第一項の規定による定款等の 変更の認可	ソ	法第四十一条第三項の規定による滞納処分 の認可	ツ	法第四十五条第四項の規定による組合の解 散の認可	ナ	法第四十五条第六項の規定による公告	ネ	法第四十九條の規定による決算報告書の承 認	ラ	法第五十条第二項及び第三項の規定による 意見の陳述等

イレ略

八十
略

八十一 都市計画法（以下この項から八十三の項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イレ略

八十二～八十五
略

玉野市
笠岡市

イレ略

七十七
略

七十八 都市計画法（以下この項から八十の項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イレ略

七十九～八十二
略

八十三 法に基づく事務のうち、次に掲げるものの認可

イ
法第七条の九第一項の規定による事業の施

行の認可

四 法第七条の十五第一項（法第七条の十六第二項及び第七条の二十第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付

ハ 法第七条の十六第一項の規定による事業計

画等の変更の認可

二 法第七条の十七第四項後段の規定による規

約の認可

ホ 法第七条の十七第七項の規定による届出の受

理

ヘ 法第七条の十七第八項の規定による公告

ト 法第七条の十九第一項の規定による審査委

員の選任の承認

チ 法第七条の二十第一項の規定による事業の終了の認可

リ 法第十一条第一項及び第二項の規定による組合の設立の認可

備前市

玉野市

るもの（宅地の造成等が二以上の市町村の区域にわたるときを除く。）

イ 法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十

一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ及び第六十三条第三項第五号イの規定による宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定

口 法第二十八条の四第三項第六号、第三十一

条の二第二項第十六号二、第六十二条の三第四項第十六号二及び第六十三条第三項第六号の規定による住宅の新築等が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定

七十七 略

市 玉野市
笠岡市

七十八 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
イ 法第十六条第一項の規定による立入り及び一時使用
口 ハ略
ホ イから二までに掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

七十九 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第一百九十一号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

にに基づく事務のうち、次に掲げるもの（宅地の造成等が二以上の市町村の区域にわたるときを除く。）

イ 法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十

一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第六十三条第三項第五号イの規定による宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定

口 法第二十八条の四第三項第六号、第三十一

条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二及び第六十三条第三項第六号の規定による住宅の新築等が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定

七十四 略

市 玉野市
笠岡市

七十五 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ ハ略

七十六 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第一百九十一号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

市 玉野市
岡山市
倉敷市

う。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区が二以上の市町村の区域にわたる場合を除く。)

イヽユ略

六十四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区が二以上の市町村の区域にわたる場合を除く。)

イ 法第四十八条第八項において準用する法第六条第二項及び第三項の規定によるあつせん及び調停の申請の受理並びに当該申請に係るあつせん及び調停

ロ 法第四十八条第八項において準用する法第六条第四項の規定による意見の聴取及び助言等の要請並びに調停案の作成

ハ 法第四十八条第八項において準用する法第六条第五項の規定による調停案の受諾の勧告

二 法第五十七条の二第一項、第三項及び第四項の規定による管理規程の制定等の認可及び公告

ホ 法第五十七条の四第一項の規定による農業集落排水施設整備事業の認可

ヘ 法第五十七条の八において準用する法第五十七条の四第一項の規定による事業計画の変更の認可

六十五ヽ七十五略

七十六 租税特別措置法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げ

岡山
倉敷

岡山
市

に基づく事務のうち、次に掲げるもの(土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区が二以上の市町村の区域にわたる場合を除く。)

イヽユ略

六十二ヽ七十二略

七十三 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下この項において「法」という。)

岡山
倉敷

に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下この項において「省令」という。）、特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成十八年環境省告示第二十二号。以下この項において「告示」という。）及び岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年岡山県条例第二十二号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) (48) 略

六十一 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イム略	六十二 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に基づく事務のうち、同法第三十七条第二項の規定による大規模小売店舗の店舗面積の合計の変更等の届出の受理	各市	倉敷市	倉敷市	五十三(五十九)略
---	---	----	-----	-----	-----------

に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下この項において「省令」という。）、特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成十八年環境省告示第二十二号。以下この項において「告示」という。）及び岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年岡山県条例第二十二号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) (48) 略

六十一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に基づく事務のうち、同法第三十七条第二項の規定による大規模小売店舗の店舗面積の合計の変更等の届出の受理	六十二 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に基づく事務のうち、同法第三十七条第二項の規定による大規模小売店舗の店舗面積の合計の変更等の届出の受理	各市	市 倉敷 岡山市	市 倉敷 岡山市	五十一(五十七)略
---	---	----	----------------	----------------	-----------

ものに限る。)

五十二 四十八年法律第百五号。以下この項及び次項において「法」という。)、動物の愛護及び管理に	五十一 略	域密着型介護老人福祉施設に係るハものうちの員の増加の認可には、いの所定の場所でななる場合を除く。に限る。
倉敷市		

ものに限る。)

五十一 四十八年法律第百五号。以下この項及び次項において「法」という。)、動物の愛護及び管理に	四十九 略	域密着型介護老人福祉施設に係るハものうちの員の増加の認可には、いの所定の場所でななる場合を除く。に限る。
市 岡山 倉敷市		

定施設」という。)であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。)イヘル略

四十六 略

四十七 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるものイヘル略

高梁市
鏡野
勝
中央町

四十八・四十九略

五十 老人福祉法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものイヘル略

チ 法第二十九条第二項の規定による施設の名

称等の変更の届出の受理(有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。)

リ 法第二十九条第三項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理(有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。)

又 法第二十九条第七項の規定による報告の徵

収及び立入検査等(有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。)

ル 法第二十九条第九項及び第十項の規定による改善措置の命令及び公示(有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係る

特定施設」という。)であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。)イヘル略

四十四 略

四十五 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるものイヘル略

高梁市
鏡野
勝
町

四十六・四十七略

四十八 老人福祉法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものイヘル略

チ 法第二十九条第二項の規定による施設の名

称等の変更及び事業の休止等の届出の受理(有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。)

リ 法第二十九条第六項の規定による報告の徵

収及び立入検査等(有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。)

又 法第二十九条第八項及び第九項の規定による改善措置の命令及び公示(有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係る

ものに限る。)

る事業報告書等の受理及び閲覧

ヨリ 法第三十一条第二項の規定による解散の届出の受理

カレ 法第三十一条の八の規定による届出の受理

ヨリ 法第三十二条第二項の規定による残余財産の譲渡の認証

タレ 法第三十二条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等

ソレ 法第三十二条の三の規定による届出の受理

ソレ 法第三十四条第三項の規定による合併の認証

ツレ 法第四十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

ナネ 法第四十二条の規定による改善命令

ヲレ 法第四十三条第一項及び第二項の規定による設立の認証の取消し

ヲレ 法第四十三条の二（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

三十一～四十四略

四十五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設（五十の項において「地域密着型特

各市町村（岡山市及び倉敷市を除く。）

二十九～四十二略

四十三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設（四十八の項において「地域密着型

各市町村（岡山市及び倉敷市を除く。）

イヽ二略

二十六ヽ二十九略

三十 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岡山県条例第三十六号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るもの）を除く。）

イイ 法第十条第一項の規定による設立の認証

ロ 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧

ハ 法第十二条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知

二 法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理

ホ 法第十七条の三の規定による仮理事の選任

ヘ 法第十七条の四の規定による特別代理人の選任

ト 法第十八条第三号の規定による報告の受理

チ 法第二十三条第一項の規定による届出の受

リ 法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証

又 法第二十五条第六項の規定による届出の受

ル 法第二十九条第一項及び第二項の規定によ

岡山市

イヽ二略

二十五ヽ二十八略

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

		別表第一（第二条関係）	
		新	旧
		事務	事務
		市町村	市町村
二十三	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもののうちへ略	十四～二十二略	一～十二略
二十四	略	倉敷市	岡山市
二十五	国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	倉敷市	市町村

		別表第一（第二条関係）	
		新	旧
		事務	事務
		市町村	市町村
二十二	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもののうちへ略	十三～二十一略	一～十二略
二十三	略	市	市
二十四	国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	倉敷市	岡山市
二十五	国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	市	市町村

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 個人の県民税の均等割の税率の特例について、適用期限を平成25年度分まで延長する。</p> <p>2 法人の県民税の均等割の税率の特例について、適用期限を平成26年3月31日までに開始する事業年度等まで延長する。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、引き続き、県民税の均等割の税率に関し、岡山県税条例の特例措置を講ずる等所要の改正を行う必要がある。
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成十五年岡山県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十年度」を「平成二十五年度」に改める。

第三条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、「若しくは第四号」を削り、「法人等」を「法人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

改正理由

森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、引き続き、県民税の均等割の税率に関し、岡山県税条例の特例措置を講ずる等所要の改正を行う必要がある。

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例新旧対照表

新	旧
(個人の県民税の均等割の税率の特例)	(個人の県民税の均等割の税率の特例)
第二条 平成十六年度から平成二十五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十四条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。	第二条 平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十四条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

（法人の県民税の均等割の税率の特例）

第三条 平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下この項において「特例期間」という。）に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

（法人等の県民税の均等割の税率の特例）

第三条 平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間（以下この項において「特例期間」という。）に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）により、平成21年度中において発売する証票は、次のとおりとする。

発 売 総 額 11,000,000千円以内

ただし、全国自治宝くじ及び西日本宝くじとして発売するものとする。

(参考)

当せん金付証票法抜粋

(都道府県等の当せん金付証票の発売)

第4条 都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めたときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。

2・3 略

改訂第3次岡山県行財政改革大綱の廃止について

平成17年12月16日議第137号をもって議決された改訂第3次岡山県行財政改革大綱を、廃止するものとする。

(参考)

議第137号

改訂第3次岡山県行財政改革大綱の策定について
改訂第3次岡山県行財政改革大綱を、別冊のとおり策定するものとする。

別冊 略

岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例抜粋
(議決すべき計画)

第2条 知事は、県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（計画期間が5年未満のものを除く。）を策定し、変更し、又は廃止するに当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、変更の内容が軽微であるときは、この限りでない。

岡山県行財政構造改革大綱2008の策定について

岡山県行財政構造改革大綱2008を、別冊のとおり策定するものとする。

(参考)

岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例抜粋

(議決すべき計画)

第2条 知事は、県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（計画期間が5年未満のものを除く。）を策定し、変更し、又は廃止するに当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、変更の内容が軽微であるときは、この限りでない。

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき平成19年度決算に係る健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告します。

(単位：%)

実質赤字比率	—	(3.75)
連結実質赤字比率	—	(8.75)
実質公債費比率	16.1	(25.0)
将来負担比率	253.3	(400.0)

※ () 内は、早期健全化基準を記載

(参考)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 抜粋

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7略

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

平成19年度岡山県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

この健全化判断比率審査は、次の点に主眼を置き、比率の算定に必要な決算書及び参考資料等の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、実施した。

- (1) 提出された健全化判断比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

第3 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	8.75%	25%
実質公債費比率	16.1%	25%	35%
将来負担比率	253.3%	400%	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないことから算定されない。

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき平成19年度決算に係る公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告します。

会計名	資金不足比率
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	－% (20%)
岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	－% (20%)
岡山県港湾整備事業特別会計	－% (20%)
岡山県流域下水道事業特別会計	－% (20%)
岡山県営電気事業会計	－% (20%)
岡山県営工業用水道事業会計	－% (20%)

※ () 内は、経営健全化基準を記載

(参考)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 抜粋

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない

2～3略

資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

平成19年度岡山県の各公営企業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

この資金不足比率審査は、次の点に主眼を置き、比率の算定に必要な決算書及び参考資料等の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、実施した。

- (1) 提出された資金不足比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

第3 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会計の名称	平成19年度	経営健全化基準
県営工業用水道事業会計	—	20%
県営電気事業会計	—	20%
県営食肉地方卸売市場特別会計	—	20%
流域下水道事業特別会計	—	20%
内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	—	20%
港湾整備事業特別会計	—	20%

(注) 各会計の資金不足比率は、資金不足が生じていないことから
算定されない。

総務委員会資料Ⅱ

<12月定例会主要事項>

- 岡山県県土保全条例の一部を改正する条例 1
- 岡山県企画振興関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 4
- 岡山市の指定都市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例 ... 8
- 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例 21

平成20年11月18日

企画振興部

岡山県県土保全条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 企画振興部地域振興課

項目	記載欄
案の内容	岡山市の区域内において行う開発行為及び倉敷市の区域内において行う開発行為のうち10ヘクタール未満の一団の土地に係るものについては、岡山県県土保全条例の規定を適用しないこととする。
改正理由	市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、適用除外の規定を改める必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備考	

岡山県県土保全条例の一部を改正する条例

岡山県県土保全条例（昭和四十八年岡山県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項に次の二号を加える。

十二 岡山市の区域内において行う開発行為

十三 倉敷市の区域内において行う開発行為のうち十ヘクタール未満の一団の土地に係るもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に岡山県県土保全条例第五条第一項の許可の申請があつた一ヘクタール以上の
一団の土地に係る開発行為（同条例第二条第一号に規定する開発行為をいう。以下同じ。）につい
ては、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によるものとしてされる開発行為に
係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

4 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成二十一年岡山県条例第五十一号）の一部
を次のように改正する。

別表第一の一の項中「各市町村」の下に「（岡山市を除く。）」を加える。

改正理由

市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画に基づき、地域の実情に応じた事務処理
を可能とするため、適用除外の規定を改める必要がある。

岡山県県土保全条例新旧対照表

新

(適用除外)

第十六条 この条例の規定は、次に掲げる開発行為については適用しない。

一～十一略

十二 岡山市の区域内において行う開発行為

十三 倉敷市の区域内において行う開発行為のうち十ヘクタール未満の一団の土地に係るもの

2 略

旧

(適用除外)

第十六条 この条例の規定は、次に掲げる開発行為については適用しない。

一～十一略

十二 岡山市の区域内において行う開発行為

2 略

岡山県企画振興関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 企画振興部市町村課

項目	記載欄
案の内容	<p>1 政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の額を定める。</p> <p>次に掲げる額（複数の方法により交付を受ける場合は、その合算額）</p> <p>(1) 複写機により複写した用紙1枚につき10円</p> <p>(2) 交付する媒体1枚につき20円～110円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	政治資金規正法の一部改正により、収支報告閲覧対象文書の写しの交付の制度が導入されたことに伴い、当該交付に係る手数料の額を定める等所要の改正を行う必要がある。
案と予算 措置との 関係	なし
備考	

岡山県企画振興関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県企画振興関係手数料徴収条例（平成十一年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改する。

第一条中「事務」を「事務等」に改める。

第二条中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条の一第一項に規定する収支報告閲覧対象文書（同法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、同法第十四条第一項（同法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第十九条第十四の規定による政治資金監査報告書をいう。以下この号において同じ。）の写しの交付を受ける者 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額（複数の方法により写しの交付を受ける場合にあつては、その合算額）

イ 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号。以下この号において「施行令」という。）第十九条第一項第一号に掲げる交付の方法 交付する用紙一枚につき十円

ロ 施行令第十九条第一項第一号に掲げる交付の方法 フレキシブルディスクカートリッジ一枚につき二十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

ハ 施行令第十九条第一項第三号に掲げる交付の方法 光ディスク一枚につき五十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

ニ 施行令第十九条第一項第四号に掲げる交付の方法 光ディスク一枚につき百十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

第二条中「前条第一号から第四号」を「前条第一号から第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に改め、「はつて」の下に「、同条第一号に掲げる者にあつては別に定めるところにより」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

改正理由

政治資金規正法の一部改正により、収支報告閲覧対象文書の写しの交付の制度が導入されたことに伴い、当該交付に係る手数料の額を定める等所要の改正を行う必要がある。

イ 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号。以下この号において「施行令」という。）第十九条第一項第一号に掲げる交付の方法 交付する用紙一枚につき十円

口 施行令第十九条第一項第二号に掲げる交付の方法 フレキシブルディスクカートリッジ一枚につき二十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円をえた額

ハ 施行令第十九条第一項第三号に掲げる交付の方法 光ディスク一枚につき五十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円をえた額

二 施行令第十九条第一項第四号に掲げる交付の方法 光ディスク一枚につき百十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円をえた額

二〇七略

(手数料の納付方法)

第三条 手数料は、前条第二号から第五号までに掲げる者にあつては一般旅券の受領証に、同条第六号に掲げる者にあつては申請書に、同条第七号に掲げる者にあつては申出書に、相当額の岡山県収入証紙をはつて、同条第一号に掲げる者にあつては別に定めるところにより納付しなければならない。

二〇六略

(手数料の納付方法)

第三条 手数料は、前条第一号から第四号までに掲げる者にあつては一般旅券の受領証に、同条第五号に掲げる者にあつては申請書に、同条第六号に掲げる者にあつては申出書に、相当額の岡山県収入証紙をはつて納付しなければならない。

岡山県企画振興関係手数料徴収条例新旧対照表

新

(趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項及び旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第二項の規定により、企画振興部の分掌する事務等に係る手数料の徴収については、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の納付)

第二条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条の二第二項に規定する收支報告閲覧対象文書（同法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、同法第十四条第一項（同法第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書をいう。以下この号において同じ。）の写しの交付を受ける者 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額（複数の方法により写しの交付を受ける場合にあつては、その合算額）

旧

(趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項及び旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第二項の規定により、企画振興部の分掌する事務に係る手数料の徴収については、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の納付)

第二条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

岡山市の指定都市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例（概要）

来年4月から岡山市が政令市に移行することに伴い、県の事務の所管区域から岡山市を除くなど、次の5条例について所要の改正を行うため、一本の条例案にまとめて改正するものである。

記

条 例 名	担 当 課
岡山県職員等定数条例	教育委員会
岡山県心身障害者扶養共済制度条例	障害福祉課
岡山県児童相談所条例	子育て支援課
岡山県道路占用料徴収条例	道路整備課
岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	教育委員会

岡山市の指定都市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

担当課 企画振興部市町村課

項目	記載欄
案の内容	<p>1 岡山県職員等定数条例の一部改正 岡山市の県費負担教職員については、引き続き岡山県教育委員会が定数の学校別の配分等を定める。</p> <p>2 岡山県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正 岡山県心身障害者扶養共済制度に加入することができる者から、岡山市の区域内に住所を有する者を除く。</p> <p>3 岡山県児童相談所条例の一部改正 岡山県中央児童相談所の所管区域の表示から岡山市を削る。</p> <p>4 岡山県道路占用料徴収条例の一部改正 岡山市の区域における道路の占用に係る占用料を廃止する。</p> <p>5 岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 岡山県教育委員会の権限に属する岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例に基づく県費負担教職員の扶養親族に係る届出の受理等の事務を処理することとしている市町村から、岡山市を除く。</p> <p>6 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	岡山市の地方自治法第252条の19第1項の指定都市への移行に伴い、所要の改正を行う必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備考	

岡山市の指定都市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岡山県職員等定数条例の一部改正)

第一条 岡山県職員等定数条例（昭和四十四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「任命権者」の下に「（市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の職員にあつては、岡山県教育委員会。次条及び第五条において同じ。）」を加え、同条第一号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

(岡山県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第二条 岡山県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年岡山県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「この」を削り、「者と」を「ものと」に改め、同項第一号中「区域」の下に「（岡山市の区域を除く。以下同じ。）」を加え、同項第三号中「なりうる」を「なり得る」に改め、同条第二項中「この」を削る。

(岡山県児童相談所条例の一部改正)

第二条 岡山県児童相談所条例（昭和三十九年岡山県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「岡山市 玉野市」を「玉野市」に改める。

(岡山県道路占用料徴収条例の一部改正)

第四条 岡山県道路占用料徴収条例（昭和四十三年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

法第二十二条第一項第一号に掲げる工作物	占用物件			単位	占用料	
	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱		岡山市以外の市町及び村の区域	在地
第一種電話柱	第一種電話柱	第一種電話柱	第一種電話柱	一本につき一	六三〇円	五三〇円
第二種電話柱	第二種電話柱	第二種電話柱	第二種電話柱	一、三〇〇円	九七〇円	八二〇円
その他柱類	その他柱類	その他柱類	その他柱類	一、二〇〇円	五六〇円	四八〇円
共架電線その他上空に設ける線類	共架電線その他上空に設ける線類	共架電線その他上空に設ける線類	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	九〇〇円	七六〇円
地下に設ける電線その他線類	地下に設ける電線その他線類	地下に設ける電線その他線類	地下に設ける電線その他線類	六円	一〇〇円	四八円
路上に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	一個につき一	三円	三円

法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	外径が〇・〇七メートル未満のもの 〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの 〇・二メートル以上〇・二五メートル未満のもの 〇・三メートル以上〇・三五メートル未満のもの 〇・四メートル以上〇・四五メートル未満のもの 〇・七メートル以上〇・七五メートル未満のもの 〇・八メートル以上〇・八五メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの 〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの 〇・二メートル以上〇・二五メートル未満のもの 〇・三メートル以上〇・三五メートル未満のもの 〇・四メートル以上〇・四五メートル未満のもの 〇・七メートル以上〇・七五メートル未満のもの 〇・八メートル以上〇・八五メートル未満のもの	地下に設ける変圧器 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 郵便差出箱及び信書便差出箱 広告塔 その他のもの	年 年 年 年 年 年 年	占用面積一平方メートルにつき一年	三四〇円	一九〇円
					年 年 年 年 年 年 年	一〇〇円	九五〇円
					年 年 年 年 年 年 年	四七〇円	四〇〇円
					年 年 年 年 年 年 年	一〇〇円	九五〇円
					年 年 年 年 年 年 年	一〇〇円	一〇〇円
					年 年 年 年 年 年 年	一〇〇円	一〇〇円
					年 年 年 年 年 年 年	一〇〇円	一〇〇円
法第三十二条第一項第二号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額				

第一項第六号に掲げる施設		法第三十二条第一項第六号に掲げる施設		五号に掲げる施設	
令第七条第一号に掲げる物件	令第七条第二号に掲げる工事用施設であるものを除く。	看板(ア)のを除く。	旗(イ)その他もの	祭礼、縁日その他の催しに際して、一時的に設けるもの	上空に設ける通路
ア) 車道を横断するもの	月一基につき一	月一基につき一	月一基につき一	年一本につき一	年一本につき一
ア) 看板(ア)のを除く。	その他もの	その他もの	その他もの	祭礼、縁日その他の催しに際して、一時的に設けるもの	上空に設ける通路
イ) 旗(イ)その他もの	月一基につき一	月一基につき一	月一基につき一	年一本につき一	年一本につき一
ウ) 地下に設ける通路	その他もの	その他もの	その他もの	祭礼、縁日その他の催しに際して、一時的に設けるもの	上空に設ける通路
エ) 上空に設ける通路	その他もの	その他もの	その他もの	祭礼、縁日その他の催しに際して、一時的に設けるもの	上空に設ける通路
オ) 階数が二のものの もとの階数が三以上のもの	階数が二のもの もとの階数が三以上のもの	階数が二のもの もとの階数が三以上のもの	階数が二のもの もとの階数が三以上のもの	階数が二のもの もとの階数が三以上のもの	階数が二のもの もとの階数が三以上のもの
カ) Aに○・〇〇六を乗じて得た額	一〇〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円
キ) Aに○・〇〇八を乗じて得た額	五一〇円	三一〇円	九五〇円	一〇〇円	一〇〇円

				その他のもの	
			令第七条第一号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料		一〇〇〇円
			令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設	占用地面積一平方メートルにつき一月	一一〇円
		令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	占用地面積一平方メートルにつき一年	一〇〇円
令第七条第八号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの	Aに○・〇一四を乗じて得た額	Aに○・〇一八を乗じて得た額	九五円
令第七条第九号に掲げる器具			Aに○・〇一五を乗じて得た額	Aに○・〇一三を乗じて得た額	
令第七条第十号及び第十一号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	その他のもの	Aに○・〇一四を乗じて得た額	Aに○・〇一八を乗じて得た額	
			Aに○・〇一五を乗じて得た額	Aに○・〇一五を乗じて得た額	

（岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第五条 岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年岡山県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の二の項中「各市町村」の下に「（岡山市を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（岡山県行政財産使用料徴収条例の一部改正）

2 岡山県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「準じた額」を「準じて知事が定める額」に改める。

（岡山県行政財産使用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

改正理由

岡山市の地方自治法第一百五十二条の十九第一項の指定都市への移行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

岡山県職員等定数条例新旧対照表（第一条関係）

(派遣職員等の定数)	新
<p>第三条 前条に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の職員にあつては、岡山県教育委員会。次条及び第五条において同じ。）が必要と認める範囲内において定めることができる。</p> <p>一 地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定により、他の普通地方公共団体に派遣し、又は派遣された職員</p>	
<p>二〇八略</p>	<p>第三条 前条に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。</p> <p>一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七第一項の規定により、他の普通地方公共団体に派遣し、又は派遣された職員</p>
<p>二〇八略</p>	

岡山県心身障害者扶養共済制度条例新旧対照表（第二条関係）

新	旧
<p>（加入資格）</p> <p>第四条 制度に加入することができる者は、心身障害者の保護者であつて、加入時において次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>一 岡山県の区域（岡山市の区域を除く。以下同じ。）内に住所を有すること。</p>	<p>（加入資格）</p> <p>第四条 この制度に加入することができる者は、心身障害者の保護者であつて、加入時において次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>一 岡山県の区域内に住所を有すること。</p>
<p>二 略</p> <p>三 特別の疾病又は障害を有せず、心身障害者扶養保険契約の対象となり得る者であること。</p> <p>2 次に掲げる要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、制度に入ることができる。</p>	<p>二 略</p> <p>三 特別の疾病又は障害を有せず、心身障害者扶養保険契約の対象となりうる者であること。</p> <p>2 次に掲げる要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、この制度に加入することができる。</p>

岡山県児童相談所条例新旧対照表（第三条関係）

		(名称、位置及び所管区域)	
第二条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		新	
2 略	略	名 称	位 置
		岡山県中央児童相談所	岡山市
		玉野市	和気郡
		備前市	加賀郡
		瀬戸内市	赤磐市
		(名称、位置及び所管区域)	
第二条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		旧	
2 略	略	名 称	位 置
		岡山県中央児童相談所	岡山市
		赤磐市	和気郡
		岡山市	加賀郡
		玉野市	備前市
		瀬戸内市	

		(名称、位置及び所管区域)	
第二条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		旧	
2 略	略	名 称	位 置
		岡山県中央児童相談所	岡山市
		赤磐市	和気郡
		岡山市	加賀郡
		玉野市	備前市
		瀬戸内市	

岡山県道路占用料徴収条例新旧対照表（第四条関係）

別表（第二条関係）

新

		占用物件														
		単位						占用料								
		岡山市以外の市の区域			所在在地			岡山市域			町及び村の区域					
		一本につき	年	六三〇円	一、三〇〇円	九七〇円	八二〇円	五三〇円	一、一〇〇円	四八〇円	七六〇円	一、〇〇〇円	四八円	五円	三円	
外径が○・一メートル以上〇		一トロリにつき	年	占用面積一平方メートル												
外径が○・〇七メートル未満のもの		一トロリにつき	年	一、一〇〇円												
外径が○・一メートル未満のもの		一トロリにつき	年	三四円	二四円	一、一〇〇円										
外径が○・〇七メートル未満のもの		一トロリにつき	年	四五円	二九円	二〇円	九五〇円	一、〇〇〇円								

別表（第二条関係）

旧

		占用物件														
		単位						占用料								
		岡山市の区域			所在在地			岡山市域			町及び村の区域					
		一本につき	年	七〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円						
外径が○・一メートル以上〇		一トロリにつき	年	五六〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円						
外径が○・〇七メートル未満のもの		一トロリにつき	年	五六〇円	一、二九〇円	一、二九〇円	一、二九〇円	一、二九〇円	一、二九〇円	一、二九〇円						
外径が○・一メートル未満のもの		一トロリにつき	年	五六〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円						
外径が○・〇七メートル未満のもの		一トロリにつき	年	五六〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円						

岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第五条関係）

別表（第二条関係）		新	
		旧	
事務	市町村	事務	市町村
二 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十五号）に基づく事務で、同条例第一条の規定によりその例によるものとされる岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための人事委員会規則に基づくもののうち、次に掲げるもののイ・ロ略	各市町村（岡山市を除く。）	一 略	
三 略		一 略	
二 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十五号）に基づく事務で、同条例第一条の規定によりその例によるものとされる岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための人事委員会規則に基づくもののうち、次に掲げるもののイ・ロ略	各市町村	三 略	
三 略			

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例案要綱

担当課 企画振興部市町村課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 趣旨（第1条関係） 住民基本台帳法第30条の5第1項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 県の責務（第2条関係） 県は、本人確認情報の提供及び保護に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務（第3条関係） 知事は、岡山市長から特定非営利活動促進法に基づく事務であって規則で定めるものの処理に関し求めがあった場合は、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。</p> <p>4 区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供の方法（第4条関係） 知事が行う保存期間に係る本人確認情報の県の区域内の市町村の執行機関への提供は、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて県の区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。</p> <p>5 提供の状況の公表（第5条関係） 知事は、毎年度、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の県の区域内の市町村の執行機関への提供の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p>
制定理由	知事の権限に属する特定非営利活動促進法に基づく事務の一部を岡山市が処理することとすることにかんがみ、住民基本台帳法に基づき本人確認情報を同市長に提供することにより当該事務に係る県民の負担の軽減を図るために、当該提供に関し必要な事項を定める必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備 考	

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(県の責務)

第一条 県は、本人確認情報の提供及び保護に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務)

第三条 法第三十条の七第四項第一号に規定する条例で定める県の区域内の市町村の執行機関（以下「区域内の市町村の執行機関」という。）は岡山市長とし、同号の条例で定める事務は特定非常利活動促進法（平成十年法律第七号）に基づく同法第十条第一項の認証、同法第二十二条第一項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて規則で定めるものとする。

(区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供の方法)

第四条 知事が行う法第三十条の七第四項の規定による同条第三項に規定する保存期間に係る本人確認情報（以下「保存期間に係る本人確認情報」という。）の区域内の市町村の執行機関への提供（同条第四項第一号に掲げる場合における提供に限る。）は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(提供の状況の公表)

第五条 知事は、毎年度、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の区域内の市町村の執行機関への提供の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

制定理由

知事の権限に属する特定非常利活動促進法に基づく事務の一部を岡山市が処理することとするにかんがみ、住民基本台帳法に基づき本人確認情報を同市長に提供することにより当該事務に係る県民の負担の軽減を図るために、当該提供に関し必要な事項を定める必要がある。